

# 港北区連合町内会 11月定例会

平成27年11月20日（金）午後3時00分から  
港北区役所 1号会議室

会長あいさつ  
区長あいさつ



## 議題

### 1 平成27年分確定申告のお知らせについて（掲示依頼）

[資料1]

神奈川県税務署 加藤 個人課税第一部門 統括国税調査官

平成27年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の確定申告について、申告書作成会場を開設しますので、チラシの掲示のご協力をお願いします。

- 1 開設期間：平成28年2月8日（月）から3月15日（火）  
（土、日及び祝日を除く。ただし、2月21日（日）、2月28日（日）は開場）※上記期間以外は税務署に申告書作成・相談会場はありません。
- 2 受付：午前8時30分から（提出は午後5時まで）
- 3 相談：午前9時15分から午後5時まで  
※午後4時頃までにお越しください。

◆ 11月の合同メールで送付しますので掲示をお願いします。

### 2 防災倉庫の設置に関する各種制度の変更について（情報提供）【市連会報告】

[資料2]

環境創造局公園緑地管理課 芳我 課長

防災倉庫の設置に関して、自治会町内会等の負担を軽減し、地域の防災活動を支援するために、各種制度を平成28年1月以降変更しますので、お知らせします。

## 1 防災倉庫に関する建築基準法上の取扱い

建築基準法の特例として、次の(1)～(5)の条件をすべて満たした防災倉庫については、建築物には該当しない（建築確認申請を不要）と取扱うこととします。

- (1) 場 所：公園など横浜市が管理する公共用地に設置する防災倉庫
- (2) 設 置 者：「町の防災組織」が設置する防災倉庫
- (3) 収 納 品：地域の防災活動に必要な資器材のみを収納する防災倉庫
- (4) 規 模：延べ面積が5㎡以下の防災倉庫
- (5) 使用方法：通常時は無人で、発災時、防災訓練時及び収納品の点検時等を除き、内部に人が立ち入らない防災倉庫

## 2 公園における防災倉庫の設置基準（一部改正）

	旧	新	
設置面積	最大5㎡	最大5㎡ 特例として、1000世帯以上の自治会・町内会は最大10㎡まで（ただし、5㎡を超える倉庫を設置する場合はこれまでどおり建築確認が必要となります。）	
設置個数 （複数公園への設置は認めません。）	1自治会・町内会あたり1つ	1自治会・町内会あたり1つ 1連合町内会あたり1つ 特例として、1000世帯以上で構成される自治会・町内会・連合町内会は、5㎡以下の防災倉庫を同一公園に2つまで設置することを認めます。	
安全面での条件	建築確認申請をもって確認します。	5㎡以下	市販の物置で、以下の基準を満たすものとします。 【材質】金属製 【形状】奥行に対して間口の比率が1.5倍以内 【高さ】2.3メートル以下 【固定措置】コンクリートと金属製アンカーで固定
		5㎡超	建築確認申請をもって確認します。

※公園に防災倉庫を設置する際には、従来通り、土木事務所に申請書の提出が必要です。  
（申請にあたり土木事務所にもご相談いただけます。）

## 3 手続き・問合せ先

1、2の制度はともに、平成28年1月から、運用開始を予定しています。

申請等の詳細は、平成27年12月中に作成するチラシをご覧ください。下記連絡先にお問い合わせください。また必要に応じて防災倉庫アドバイザー（建築士）を派遣します。

○問合せ先

申請に必要な書類、手続き等の詳細については総務局危機管理課へお問い合わせください。  
（総務局危機管理課 電話：671-4351）

◆ 11月の合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

### 3 横浜市民の危機管理アンケート調査結果について（情報提供）【市連会報告】 [資料3]

総務局危機管理課 佐藤 企画調整担当課長

平成27年6月23日から7月15日に、「横浜市民の危機管理アンケート調査」を実施し、9月区連会で結果速報をお知らせしましたが、集計・分析結果がまとまりましたので、改めてお知らせします。

#### 【調査結果のポイント】

・「自助」という言葉を聞いたこともない	53.0%
・「共助」という言葉を聞いたこともない	53.4%
・大地震について不安を感じている	90.2%
※ 一方で、	
・家具を固定している	58.3%
・食料・飲料水を3日以上備蓄している	38.8%
・昭和56年5月以前に建築された建物で耐震化している	19.3%
・防災・減災に関する研修や訓練に参加していない	52.1%
・減災パンフレット「わが家の地震対策」を知っている	42.3%
・土砂災害ハザードマップを知っている	26.6%
豪雨が発生した場合の避難のきっかけとして、	
・「避難準備情報」が発令されてはじめて避難する	10.4%
・「避難勧告」で避難する	23.6%
・「避難指示」で避難する	20.0%

#### 【調査結果の総括】

調査結果をみると、市民の皆様が漠然と「災害に対する不安」を抱えているものの、自分の命は自分で守るために備えるといった行動に必ずしもつながっていないことが分かりました。

災害から命を守るためには、行政からの働きかけだけではなく、市民の皆様一人ひとりが「自分が災害に遭う」といった切迫感や危機意識を持ち、自主的に備え、行動することが重要となります。

本調査結果を踏まえ、市民の皆様の「自助」「共助」の取組について、引き続き支援を行っていきます。特に「自助」の中でも命を守る取組については、粘り強く啓発を行っていきます。

※ 調査結果については、ホームページに掲載していますので、ご覧ください。  
(掲載アドレス <http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/> )

◆ 11月の合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

#### 4 平成 28 年港北区消防出初式の開催について（周知・出席依頼）

[資料 4]

港北消防署 伊藤 庶務課長

平成 28 年港北区消防出初式を次のとおり開催しますので、**周知及び自治会町内会長の当日のご出席につきまして、よろしくお願ひします。**

- 1 日 時：平成 28 年 1 月 9 日（土） 11 時から 12 時 30 分  
（荒天時は式典のみ実施 11 時から 11 時 45 分）
- 2 会 場：日産スタジアム駐車場（港北区小机町 3300 番地）  
（荒天時 日産スタジアム会議室）
- 3 実施内容：岸根囃子連及び獅子舞、式典、分列行進（徒歩・車両）  
マーチングバンド演技（小机小学校）  
尚花愛児園鼓隊演奏、家庭防災員活動演技  
消防隊等の総合演技（消防署・消防団）  
消防車両等の展示（特別高度救助部隊等）※13 時 10 分まで

◆ **1 2 月上旬に自治会町内会長あてにご案内のはがきを直接送付します。**

#### 5 平成 28 年度家庭防災員研修受講者の推薦について

[資料 5]

（推薦依頼・概要説明）【市連会報告】

港北消防署 金井 予防課長

自らの家庭を守るための知識や技術を身に付けるとともに、共助の重要性も理解していただくことで、地域における防災活動の担い手として活躍していただけるよう、研修を行いますので、**受講者の推薦をお願いします。**

##### 【研修受講要領】

- 1 申し込み：自治会・町内会を通じて推薦を受けていただくようお願いします。
- 2 推薦期限：平成 28 年 3 月 31 日（木）
- 3 要 件：満 15 歳以上の市内在住の方。（要件を満たせばどなたでも推薦いただけます。過去に家庭防災員研修を修了された方も受講いただけます。）
- 4 研修期間：1 年間（研修の日程は受講者へ直接ご案内します）
  - ・研修 5 種類のうち組み合わせを変えて 3、4 回実施予定
  - ・選択制研修 1 種類（任意、1 回のみ実施予定）
- 5 日程・場所：詳細は、各区の消防署からお知らせします。  
（研修受講者には、市長名の「修了証」を交付します。）
- 6 問合せ先：港北消防署予防課予防係 電話：546-0119

◆ **1 2 月に自治会町内会長あてに依頼文と推薦様式を直接送付します。**

## 6 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

[資料6]

(回覧依頼)【市連会報告】

操 戸籍課長

マイナンバー（個人番号）をお知らせする「通知カード」について、区ごとに配達される予定となっております。今回、平成28年1月から希望者への交付が開始される「個人番号カード」の申請の流れについてお知らせしますのでチラシの回覧をお願いします。

※ 添付資料の依頼文では「揭示依頼」となっていますが、回覧をお願いいたします。

### 【個人番号カード申請の流れ】

- (1) 通知カードと一体になっている申請書を切り離して、同封の専用封筒でお申し込みください。
- (2) お申込みをされた方には、平成28年1月以降に区役所から交付通知書が届きます。通知書の案内に従って、電話やパソコン、スマートフォンから受け取りの「事前予約」を行ってください。
- (3) 予約した受取日に、①本人確認資料②通知カード③交付通知書④住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)を持って、区役所臨時交付窓口に受け取りに来てください。

○窓口時間：平 日 8時45分から17時  
第2・4土曜日 9時から16時45分

- ※ しばらくは予約申込が集中し、特に土曜日は予約が取りにくい状況が予想されます。
- ※ 個人番号カードの受け取りの際、2種類以上の暗証番号（数字4桁、英数字6～16文字）が必要となります。
- ※ 個人番号カードには申請期限はありません。必要となったときにご申請ください。

### 【マイナンバーが必要となる場面（一例）】

#### <行政機関>

- ・転居の際の手続き時（異動対象となる世帯員の通知カードが必要です）。また、転居以外の理由によりカードの記載内容に変更があった場合（婚姻による氏変更など）にも、区役所にカードをお持ちのうえ記載内容の変更手続きをお願いします。
- ・平成28年度の市・県民税申告書（平成28年3月15日提出期限）には、マイナンバーの記載は不要です。平成29年度以降の市・県民税申告書からマイナンバーの記載が必要となります（平成29年3月15日提出期限）。
- ・その他、生活保護、児童手当などの手続きの際

#### <勤務先>

- ・扶養控除や保険料控除等の申告の際
- ・その他、健康保険や雇用保険の手続の際、出産一時金や育児休暇の申請の際

<民間企業>

- ・証券会社や保険会社等にマイナンバーを提示します。

証券会社や保険会社等の金融機関が税務署などに提出する法定調書等に顧客のマイナンバーを記載します。

○ 問合せ先：港北区役所戸籍課 電話：540-2254

横浜市マイナンバー制度コールセンター 電話 0570-045-506

◆ 11月の合同メールで送付しますので回覧をお願いします。

7 「港北区地域福祉保健計画」次期計画（平成28年～32年度）の素案の公表及び意見募集について（回覧依頼）

[資料7]

小野 福祉保健課長

第3期「ひっとプラン港北」について、区全体計画・地区計画共に、素案を12月末に確定・公表するとともに意見募集を行いますので、計画素案及び意見募集のご案内について回覧のご協力をお願いします。

【参考：今後のスケジュール】

- |                                         |                 |
|-----------------------------------------|-----------------|
| (1) 素案確定・公表                             | 12月末            |
| 広報1月号に概要を掲載                             |                 |
| (2) 意見募集                                | 12月25日から1月31日まで |
| (※概要版に添付されているハガキ、FAX、Eメール等でご提出をお願いします。) |                 |
| (3) 計画公表                                | 3月中旬            |

◆ 12月末に素案（A3二つ折り）・意見募集のご案内（A4）を直接送付します。

8 要援護者情報の提供に関する同意確認書等の送付について（情報提供）

[資料8]

永峯 高齢障害支援課長

区役所が把握している要援護者の個人情報を自治会町内会に提供するため、地域にお住いの要援護者に向けて、11月下旬に同意確認の書類を送付しますので、周知につきましてご協力いただきますよう、よろしくをお願いします。

※今年度より、協定を締結しているすべての地区の要援護者に書類を送付します。

## 9 地域子育て支援拠点における「利用者支援事業」の実施について

[資料9]

(情報提供)【市連会報告】

石原 こども家庭支援課長

本年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行により、「利用者支援事業」が新たに位置づけされました。平成28年1月26日から、各区の地域子育て支援拠点に専任スタッフ(愛称「横浜子育てパートナー」)を配置し、地域で子育て家庭を支えるための関係機関や支援者との地域連携等を行う予定ですので、ご承知おきください。

### 1 利用者支援事業の概要

#### (1) 対象

主に就学前児童のいる子育て家庭

#### (2) 内容

子育てに関する個別相談に応じ、家庭状況やニーズに合った支援制度等の案内、選択の支援、関係機関への仲介等により、制度・施設等の円滑な利用を支援します。

また、地域で子育て家庭を支えるための関係機関・支援者との協働の関係づくり、連絡調整等を行います。

#### (3) 体制

専任スタッフ「横浜子育てパートナー」を1人配置

#### (4) 港北区の地域子育て支援拠点

「どろっぷ」: 住所 港北区大倉山3-57-3

東急東横線大倉山駅より徒歩10分

### ◆ 11月の合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

## 10 地域子育て支援拠点サテライト(仮称)の整備について(情報提供)

[資料10]

石原 こども家庭支援課長

横浜市子ども・子育て支援事業計画「よこはま わくわくプラン」に基づき、平成27年度から31年度までの間に、乳幼児人口の多い区に地域子育て支援拠点に準じた機能を持つ「拠点サテライト(仮称)」の整備を進めることとしています。平成27年度にまず港北区に1か所新設しますので、お知らせします。

1 所在地: 綱島東3丁目1番(予定)

2 スケジュール: 平成27年11月 工事着工

平成28年3月 建物竣工、運営開始

3 主な事業内容

(1) 親子の居場所・交流の場の提供

(2) 子育て相談

(3)子育て情報の提供

(4)利用者支援事業（平成28年度以降に実施します）

◆ 11月の合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

11 第25期青少年指導員の推薦について（推薦依頼）【市連会報告】

[資料11]

椽木 地域振興課長

各地域でご活躍いただいております第24期青少年指導員の任期が、平成28年3月31日をもって満了となります。

つきましては新たに第25期青少年指導員候補者を推薦していただきますよう、よろしくお願ひします。なお、各地区連合町内会長におかれましては、お手数ですが、**青少年指導員候補者推薦書の取りまとめ、及び地区青少年指導員協議会第25期役員選任通知書のご提出をお願いします。**

- 1 推薦依頼人数  
162名(区全体)
- 2 青少年指導員候補者推薦書の提出期限  
平成28年2月5日(金)
- 3 地区青少年指導員協議会第25期役員選任通知書の提出期限  
平成28年2月26日(金)
- 4 地区連合町内会長あて送付書類
  - (1) 第25期青少年指導員各地区推薦依頼数(案)
  - (2) 横浜市青少年指導員要綱
  - (3) 横浜市青少年指導員推薦要領
  - (4) 第25期横浜市青少年指導員委嘱手続き
  - (5) 青少年指導員の概要
  - (6) 第25期(平成28・29年度)横浜市青少年指導員候補者推薦書  
(※ 推薦にあたっては、推薦を受ける方の承諾を受けてください)
  - (7) 地区青少年指導員協議会第25期役員選任通知書  
送付書類のうち(6)、(7)についてご提出をお願いします。
- 5 提出先  
港北区役所地域振興課生涯学習支援係 電話：540-2238

◆ 11月下旬に各地区連合町内会長あてに依頼文と推薦様式を直接送付します。



## 1 2 「横浜市商店街の活性化に関する条例」リーフレットの配布について

[資料 1 2]

(情報提供)【市連会報告】

椽木 地域振興課長

平成 27 年 4 月 1 日に「横浜市商店街の活性化に関する条例」が施行され、広く周知するため、リーフレットを作成しましたので、各自治会町内会長の皆様へお知らせします。

- ◆ 目的：商店街の活性化についての基本理念を定め、商店街を取り巻く関係者の責務を明らかにし、市の施策の基本となる事項を定めることにより、商店街の活性化に関する施策を総合的に推進し、地域経済及び地域コミュニティの発展に寄与することを目的としています。
- ◆ 基本理念：商店街の活性化は、横浜市、事業者、商店会、関係団体及び大型店が、それぞれの責務を認識し、お互いに連携を図りながら、市民の理解と協力を得て推進していくものです。
- ◆ 1 1 月の合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

## 1 3 平成 27 年度自治会町内会長永年在職者表彰式について (情報提供)【市連会報告】

[資料 1 3]

椽木 地域振興課長

横浜市自治会町内会長永年在職者表彰式および港北区自治会町内会長感謝会について、お知らせします。

また、感謝会において永年在職者表彰を行いますので、地区ごとの表彰対象者についてご確認をお願いします。

### 【横浜市自治会町内会長永年在職者表彰式】

#### 1 表彰(参加)対象者

平成 27 年度に、市長表彰の対象である自治会町内会長(地区連合町内会長を含む)在職 10 年以上 (以降 5 年刻み) に達する方、及び同年度に連合町内会長のみでの在職年数が 10 年に達する方 計 163 名 (予定)

#### 2 会場

市長公舎(西区老松町 2)

#### 3 実施日時

平成 28 年 2 月 29 日 (月) 13 時 45 分開場、14 時 30 分開会、16 時 10 分閉会予定

#### 4 開催のお知らせ

1 月上旬を目安に参加対象者の皆さまに直接郵送にてご案内を送付します。

## 【港北区自治会町内会長感謝会】

### 1 表彰対象者

平成 27 年度に、区長表彰の対象である自治会町内会長及び連合町内会長の通算在職期間が 5 年に達する方 計 11 名（予定）

### 2 会場

ソシア 2 1（港北区岸根町 6-1 電話：472-7777）（予定）

### 3 実施日時

平成 28 年 3 月中旬（予定）

### 4 開催のお知らせ

2 月中旬を目安に送付します。

### 5 表彰対象者確認について

区長表彰の対象になる方で各地区分につきまして修正等ありましたら、12 月 18 日（金）までに地域振興課へご連絡をお願いします。（電話：540-2234）

## 1 4 自治会町内会のための講習会の開催について（情報提供）【市連会報告】

[資料 1 4]

椽木 地域振興課長

神奈川新聞社から講師を招き、会報紙作成講習会と展示会の同時開催に加え、今年度から新たに、自治会町内会運営や加入促進に関する講演会も開催します。

つきましては、皆様からの多くのご参加と、会報紙のご出展をお待ちしておりますので、周知についてご協力をよろしくお願いします。

### 【開催概要】

- 1 日 時：平成 28 年 2 月 20 日（土） 13 時 30 分から（13 時 00 分受付開始）
- 2 会 場：横浜情報文化センター 6 階 情文ホール
- 3 募集人数：200 名
- 4 対 象 者：どなたでも参加できます（特に、自治会運営でお困りの方、会報紙にさらに磨きをかけたい方、会報紙の発行を検討されている方）
- 5 参 加 費：無料
- 6 申込期限：平成 27 年 12 月 18 日（金）まで
- 7 申込方法：ご案内チラシ裏面の申込書に記入していただき、港北区地域振興課へご持参または F A X で申し込みをお願いします。  
また、会報紙の展示に出展いただける場合についても、会報紙 2 部を地域振興課へご提出いただくよう、お願いします。
- 8 問合せ先：港北区地域振興課 電話：540-2234

※講演会への参加、展示会への出展のどちらかのみのお申し込みも可能です。

◆ 1 1 月の合同メールで各自治会町内会長あてに送付します。

## 15 定例行事・その他のお知らせ

椽木 地域振興課長

### ◆回覧のお願い（11月の合同メールで送付します）

- 1 「港北区 区民文化センターニュース 第2号」の発行について[資料15-1]
- 2 港北エコアクション通信第11号の発行について [資料15-2]
- 3 「港北青指第36号」の回覧について [資料15-3]
- 4 年末年始のごみと資源物の収集日程について [資料15-4]
- 5 「港北力発見☆通信」17号発行について [資料15-5]

### ◆掲示のお願い（11月の合同メールで送付します）

- 1 平成28年度 放課後児童クラブ入所児童募集について [資料15-6]

### ◆情報提供（11月の合同メールで送付します）

- 1 平成27年度 年末の交通事故防止運動及び飲酒運転根絶強化月間について  
[資料15-7]

○ キャンペーンについて

- (1) 日時：平成27年12月11日（金）14時から15時まで
- (2) 場所：新横浜駅前

## 16 その他・行政機関からの情報提供等

- (1) 港北警察署
  - ・港北区内犯罪発生状況
  - ・交通事故統計
- (2) 港北消防署
  - ・港北消防署インフォメーション
  - ・港北区内の火災・救急状況について

※本日の区連会の資料発送は <u>25日(水)</u> です。				
12月の主なスケジュール			※区連会定例会は休会です。	
1日	火	14時から 16時30分まで	港北区交通安全大会	港北公会堂
4日	金	13時から	地域防災拠点運営委員会 連絡協議会	港北公会堂
		14時30分から	港北区人権啓発・防災講演 会	
11日	金	14時から	年末の交通事故防止運動 キャンペーン	新横浜駅前
1月の主なスケジュール				
5日	火	11時30分から	港北区新年賀詞交換会	新横浜プリンスホテル
9日	土	11時から 12時30分まで	港北区消防出初式	日産スタジアム駐車場
10日	日	8時30分から	第31回港北駅伝大会	日産フィールド小机
22日	金	15時から	区連会1月定例会	1号会議室
		四役会は14時30分から / 資料発送は <u>25日(月)</u>		

閉会